

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情5第11号	受理年月日	令和5年6月7日
件 名	目黒区公共施設敷地内における許可されていない選挙運動の禁止を求める陳情		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>目黒区の公共施設では選挙期間中の利用は制限されています。敷地内では立候補日当初に申請して許可された公共施設では個人演説会の開催ができますが、それ以外の選挙運動は禁止事項です。これは公職選挙法で公平な選挙制度の確保に必要な制限をしている制度設計です。</p> <p>にもかかわらず先般の目黒区議会議員選挙で、目黒区公共施設に区議会議員候補者がタスキをかけたまま訪問をして利用者にあいさつをしまわっていたという事案が散見されました。名刺やチラシの配布なども行っていた。そのうち一名は現在の目黒区議会で重要な職責に就任したやに聞き及んでおります。</p> <p>各候補者が個人として、選挙活動ではなく訪問することは自由です。しかし「タスキを掛けたまま」なら選挙運動です。それは公職選挙法上、違法とは言えなくても不適切な行為となります。さらにそういう選挙運動中に、公共施設内で名刺やチラシの配布などを行うのは本来なら選挙管理委員会を通して厳重に注意される事案です。</p> <p>ある施設では管理責任上、禁止行為をしないで欲しいとして指摘した職員がいます。丁寧に注意してタスキを外してもらったそうです（タスキを外した後であっても「名刺や選挙証紙の貼られたチラシを配布した」ならば明らかに不適切な選挙運動行為になります）。</p> <p>この該当の候補者は、当選して現職目黒区議会議員になってから、担当部署の上司となる理事者を呼び出して職員による陳謝を要求したやに聞き及びます。これがもし事実であるならば看過すべきでない事例です。</p> <p>こういった行動は公職者による明らかなパワー・ハラメントであり、この要望を受けて理事者が職員に陳謝させた事実があるなら、それも新たな別種のパワー・ハラメントとなります。</p> <p>こういった陳謝や叱責の要望は、現行の要望記録制度では記録されません。契約事例では無いからです。事実確認は非常に困難といえます。職員の安全を確保する視点に立てば、根深い問題となりうる事案です。</p> <p>前述の事例が発生した可能性を鑑み、せめて現職の区議会議員は、公職選挙法の通り「選挙立候補時に許可された公共施設以外での公共施設及び敷地を利用した選挙活動の禁止（許可を得ない個人演説会・あいさつ行為・チラシ配布）」を徹底して頂きたい。</p> <p>あえて申し上げますが、これは公共施設の敷地外での街頭演説活動など選挙運動を制限するものではありません。選挙期間中にルールを守っている人が損をす</p>			

るような選挙運動は、現職なればこそ厳に慎むべきことです。

今後の違反行為の未然防止に向け、法律を遵守しなければならない公僕の責務として、法律違反事例に対しては厳正に対処する事が望まれます。

公職選挙法の遵守、ならびにパワー・ハラスメントの未然防止に向け、以下の陳情内容を実施するよう求めます。

【陳情事項】

(1) 目黒区における選挙の立候補者に対し、区内公共施設でのこういった選挙活動禁止事項を選挙説明会時に正しく説明してください。※名刺・チラシ配布等が公共施設内では禁止という説明を明確に行っておりません。

(2) 禁止行為実施者については現場で注意するとともに該当施設敷地内での選挙活動を停止させることを施設職員ができるよう、選挙運動期間中の注意事項として、施設管理マニュアル・要項などで整備してください。

(3) 目黒区が管理する公共施設内での選挙活動が行われた場合、注意して停止させた職員は候補者情報を記録に取り、選挙中・選挙後に選挙管理委員会に情報提供するよう施設管理マニュアル・要項あるいは実施ルールとして整備してください。

(4) 選挙管理委員会は施設からの通知情報を元に、通知を得たら速やかに該当候補者に選挙における注意事項として連絡を取り、再演防止に努めるように文書でルールを整備して下さい。

(5) 目黒区明るい選挙推進委員にもこういった情報を周知し、正しい選挙活動に向けた透明性を高める活動の推進に努めて下さい。

目黒区内における選挙活動が、より正しく透明性を確保できるよう、すべての候補者に公平な制度として運用される事を望んでおります。議員や候補者による職員へのパワー・ハラスメント、また職員内でのパワー・ハラスメント発生を未然に防止することを含め、目黒区議会議員皆様の良心として真摯にご対応頂けるよう、何卒よろしくお願い申し上げます。